

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十七条の二第六項第九号及び第三十四条の五第二項第一号において同じ。）の資金の貸付けの代理又は媒介</p> <p>〔四の二〕七 略〕</p> <p>（専門子会社の業務等）</p> <p>第十七条の二 〔略〕</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社</p>	<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第十三条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十七条の二第六項第八号及び第三十四条の五第二項第一号において同じ。）の資金の貸付けの代理又は媒介</p> <p>〔四の二〕七 同上〕</p> <p>（専門子会社の業務等）</p> <p>第十七条の二 〔同上〕</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社</p>

は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

「一〇七 略」

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社

九〇十一 「略」

7 法第十六條の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 「略」

二 前号の事業計画について、前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 法第十六條の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他

は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

「一〇七 同上」

「号を加える。」

八〇十 「同上」

7 法第十六條の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 「同上」

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 「同上」

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他

の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔9～15 略〕

16 法第二条第十一項の規定は、第六項第十号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第三十五条第一項第十七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 〔略〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第十七条の二第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2～5 略〕

の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔9～15 同上〕

16 法第二条第十一項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第十七条の七の三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第十七条の二第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2～5 同上〕

<p>(銀行持株会社の子会社の範囲等) 第三十四条の十六 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第一号に該当する会社のうち第十七条の二第六項第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>一 第十七条の二第六項第一号から第十一号までに掲げる会社(同項第十号に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。)</p> <p>二 「略」</p> <p>5 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が前項に規定する会社(第十七条の二第六項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔6～14 略〕</p>	<p>(銀行持株会社の子会社の範囲等) 第三十四条の十六 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 第十七条の二第六項第一号から第十号までに掲げる会社(同項第九号に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。)</p> <p>二 「同上」</p> <p>5 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が前項に規定する会社(第十七条の二第六項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔6～14 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	